

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 伊 藤 和 夫

代表世話人 弁護士 平 岩 敬 一

日本基督教団統一原罪問題連絡会

代表世話人 桑 原 重 夫

全国原理運動被害者父母の会

会 長 本 間 てる子

一九九五年七月二六日

総理大臣 村 山 富 一 様

文部大臣 与 謝 野 馨 様

(担当) 文化庁文化部長 御中)

東京都知事 青 島 幸 男 様

(担当) 東京都総務局行政部指導課宗教法人係 御中)

法務大臣 前 田 勲 男 様

自治大臣 野 中 広 務 様

大蔵大臣 武 村 正 義 様

外務大臣 河 野 洋 平 様

《 要 望 の 趣 旨 》

第一、文部大臣及び東京都知事に対する要望

一、世界基督教統一神霊協会(以下「統一教会」という)は、本年八月二五日に

韓国ソウル市内の会場を中心に三六万組の男女が参加すると称して、いわゆる「合同結婚式」を準備中である。しかし、これまでの経過に鑑みるに次の諸点が懸念されるので、その是正もしくは中止を指導されたい。

1、右合同結婚式については、参加者一人について参加費として三〇万円及び感謝献金と称する一四〇万円などの支払いを指示している。しかし、あまりに強引且つ強制的な指示であり、且つその資金検出のため信者がいきすぎた資金検出方法を講じるおそれがあるので、是正を指導されたい。

2、右合同結婚式の参加者に対し、未だ社会通念上の婚姻意思の形成がなされていないにもかかわらず、「家族による救出活動の防止」あるいは「外国での滞在資格取得」という目的のための便宜的手段として、早期の婚姻届の提出が、家族にも相談させず極秘裡に指示されている。

このような実体のない届出は、法的に婚姻として無効であり犯罪行為と考えられるので、このようなことが統一教会の組織的指示のもとにされること

三

がないよう指導されたい。

3、これまでの例によると、右合同結婚式では、多くの日本人信者が外国人異性と結婚するよう指示され、その上で観光ビザや当該外国人の配偶者の資格で長期外国滞在を指示され、実際には布教活動や統一教会傘下組織が発行する新聞（韓国の「世界日報」）の配布等に従事させられている。今回は従前にまして、日本人信者の外国人異性との結婚の指示が多数にのぼるとのことであり、従来同様の指示をされる可能性が高いと思われる。このような外国における違法滞在を組織的に指示することについては問題があるので、中止するよう指導されたい。

二、統一教会が計画している合同結婚式は、以上述べた諸点について考えるに、「法令に違反して著しく公共の福祉を害し、しかも「宗教団体の目的を著しく逸脱した一組織活動である疑いがある。しかも、統一教会は、現在でも手段を問わない物品販売・献金強要・信者等からの借入等による資金獲得活動を行

四

なつて、多方面に深刻な被害をもたらしている。そこで、宗教法人法第八一条一項一、二号の事由による解散請求事由の有無について調査・検討されたい。

第二、法務大臣及び自治大臣に対する要望

一、前記の資金獲得活動の中には、恐喝罪・詐欺罪に該当する事案が多々認められる。

二、幹部の指示による婚姻届の提出は、婚姻実態のないものであり、公正証書原本不実記載・同行使に該当することも十分考えられる。

よつて、右一、及び二、の如き事案に対し、厳正なる捜査に着手されたい。

第三、大蔵大臣及び法務大臣に対する要望

統一教会は合同結婚式のような信者多数が外国に渡航する際に莫大な現金を外国に組織的に殺出する疑いがある。過去の合同結婚式に参加した元信者がその疑

五

いを裏付ける証言もしている。よつて外国為替及び外国貿易管理法（いわゆる外為法）違反について十分留意されたい。

また、統一教会及びその傘下組織の脱税の有無についても十分調査されたい。

六

第四、外務大臣に対する要望

多くの日本人信者が統一教会の指示によつて、「世界宣教」の名の下に、観光ビザのまま指示された外国に長期間滞在して、布教や物品販売・募金活動・新聞配達及びその拡張活動をはじめとした統一教会関連事業に従事させられている。しかも、違法滞在の下での労働条件や生活環境は極めて劣悪なもので、死亡例もある。よつて、外務省において、各国駐在大使館に指示し、各国における日本人信者の滞在資格及びその活動実態を早急に調査の上、適切に対処されたい。

第五、総理大臣に対する要望

一、以上の各大臣に対する要望事項について真摯に検討し、各大臣に適切且つ迅速な指導を行なわれたい。

二、北村哲男参議院議員（当時）に対する総理大臣名義の一九九四年七月一二日付文書回答は事態の深刻さや次々と裁判所の判断が下されている現実を無視した内容になっている。本件は決して信教の自由の問題ではない。消費者被害の救済・防止や市民の人権を守る観点に立って、オウム真理教の如き事態を二度とくりかえすことのないよう、抜本的見直を要請する。

《 要 望 の 理 由 》

一、要望団体の説明

全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁護」という）は、統一教会が全国で組織的に展開する霊感商法の被害者救済とその根絶のために、一九八七年五

七

月に全国約三〇〇名の弁護士が参加して結成された連絡会です。

日本基督教団統一原理問題連絡会（以下「日基連絡会」という）は、プロテスタント系教団である日本基督教団の牧師が、統一教会による様々な社会問題を憂慮して組織した連絡会です。

全国原理運動被害者父母の会（以下「父母の会」という）は、統一教会（原理研究会を含む）にわが子を「とられた」悩みをかかえる全国の父母が対策を協議するため結成されました。

以上、三団体は、社会的立場も考え方もそれぞれ異なる点がありますが、統一教会が現在計画している合同結婚式のもたらす様々な問題や組織的資金獲得活動による深刻な被害実態を放置することができないので、その立場のちがいを超えて、本要望を提出することになりました。

二、統一教会について

1、統一教会は、一九五四年に韓国の文鮮明（ムン・ソンミョン）が始め、「統

八

「原理」を教義として世界進出をめざしていますが、実際には日本で最も勢力を伸ばしており、資金も人材も日本が中心です。彼らの主張する「統一原理」は、旧約・新約聖書に特異な解釈を施して教祖文鮮明を再臨のメシアだと神聖化し、キリスト教の一派であるかのように装っています。しかし、キリスト教各種団体は、カトリック及びプロテスタントを問わず、統一教会がキリスト教の一派とは認められないと繰り返し見解を表明しています。

現在ではそのルーツもほぼ解明されており、文鮮明が所屬していた一種の血分け教に端を発し文が「血分けの儀式」を行ったなどとするセックススキャンダルを含む出版・報道もあります。日本の統一教会は批判報道に対し神経質に反論し、血分けに言及する中村敦夫氏などマスコミ関係者への反駁を繰り返してきました。

また、統一教会は韓国・日本・米国などの政治家との癒着によって勢力を伸ばしてきました。日本でも各党の議員に対し、資金援助・選挙協力や秘書の派

遣を行っており、関連団体である国際勝共連合がその窓口となってきました。

2、統一教会は様々な点で反社会的活動を行ってきました。その活動の中心は伝道活動（布教）と経済活動（資金獲得）です。

伝道面では、世界平和女性連合など大小様々なダミー団体のイベントやビデオセンター（全国数百カ所）に誘い込むことからはじめます。対象者から「統一教会ではないか」と問われればこれを否定して正体を隠し、対象者自身が気がつかないうちに統一教会の教義である「統一原理」を真理だとして教え込みます。このような詐欺的伝道が社会的問題の根源となっています。

また、献身者や勤労青年の信者に、ホームで集団生活させ、早朝から深夜まで、ときには徹夜で伝道や経済活動を行わせます。

経済面では、「靈感商法」を組織的にを行い、莫大な利益を得てきました。信者に国内に数百もの会社組織を作らせ、統一教会の正体を隠して戸別訪問等を行い、主婦・老人等を多く犠牲にしてきました。一九八六年以来マスコミ報道

が盛んになされたため最近是一部手口を変えています。基本的に因縁話をテコに詐欺的・脅迫的な長時間の説得で財産を交付させることに変わりはありません。

霊感商法等で集金した莫大な財産は、そのほとんどが米國や韓國に流れています。教祖文鮮明の個人資産も莫大であり、彼は一九八四年には米國で脱税のため実刑判決をうけて投獄されています。

3、日本では一九五〇年代から布教が始められました。詐欺的伝道で若者を信者にさせ、親元から引き離しホームに集團生活させます。信者になったわが子が、突然職をすて家を出た上に、反対する親をサタンと非難するようになります。このため、「親泣かせの原理運動」として早くから社会問題になり、現在に至るまで多くの家庭で深刻な問題を惹起しつづけてきました。

一九九〇年代に入り、統一教会の布教活動（伝道）自体が詐欺的であり、しかも人格破壊（善悪の区別の逆転等）に及ぶことから全国各地で元信者が原告

となって「青春を返せ」訴訟と称される裁判が起こされています。さらに一九九二年の合同結婚式で統一教会が日本の有名女優や元オリンピック選手の参加を宣伝材料に使ったことが逆効果となり、その脱会も含めて大きな社会的注目を浴び、マインド・コントロールを駆使して信者を獲得する破壊的カルトとの見方が定着しています。

しかし、これほどまでに社会問題を引き起こしている宗教団体であるにもかかわらず、正体隠しの巧妙な手口や政治家との癒着等から、今なお相当の動員力が維持されているのが実情です。

三、これまでの合同結婚式の実態

日本の統一教会信者が初めて参加した合同結婚式は一九六八年の四三〇組（四三〇双と称している）で、久保木修己名誉会長らが参加しました。それ以降主な合同結婚式として六九年一二組、七〇年七七組、七五年一八〇〇組、七八年一六一〇組、八二年六〇〇組（七八年の参加者と合わせて六〇〇〇双といわれ

る)とつづけられ、更に八八年一〇月には六五〇〇組、九二年八月二五日には三万組が参加したとされています。参加者は日本人だけではありませんが、その中心は日本人信者です。信者組織の中では、いつの合同結婚式に参加した者であるかが信者の経歴を端的にあらわすものとされ、古手の参加者ほど組織内で尊重される風潮があります。

従来、この合同結婚式に参加するためには相当期間の信仰歴の外に、信者勧誘や統一教会のための資金獲得の実績が条件となっていました。しかし、前回からその基準が大幅に緩和され、殆ど信仰歴のない者でも(日本人以外については信者でさえない人物もいた)参加を認められています。合同結婚式を刺激材料にして信者に信仰勧誘や資金獲得に奔走させることよりも、多くの参加者を獲得して多額の資金を集め勢力を誇示することに主眼が置かれているようです。前回の式典に殆ど信仰歴がないまま参加した日本人の多くが参加後にも「感謝献金」等の名目で多額の献金を強いられるなど、新たな資金源にもなっています。

一三

合同結婚式に参加しても、決して直ちに同居が許される訳ではありません。むしろ、一定期間は相互に遠く離れた地区の組織的役割を命じられて、信者勧誘や資金獲得活動を分担させられます。二人の性交渉や同居等の細部まで統一教会の指示によるものであって、相当期間にわたる「実績」があがるまで、家庭をもつことはもとより、性交渉さえ許されません。各参加者の相手の異姓(「相対者」と称する)は、信者がメシアとあおぐ文鮮明の指名によって決定されていると言われており、両性の合意に基づくものとは到底認められません。

ただし、統一教会信者になる前に結婚していた者については、信者として一定の実績をあげることが条件として、「既成祝福」と称して文鮮明が既存の婚姻を認めて「祝福」することがなされます。前回からこの既成祝福の割合が相当数を占めているようです。

四、合同結婚式の問題点

1、直前まで相手も知らない。

一四

合同結婚式参加者のほとんどは式典の直前まで自分の相手がどの国の誰であるのかを知らされていません。日本人信者たちは、自己の墜落や自分の氏族の罪、日本民族の犯した罪を払拭し、永遠につづく霊界での苦しみから免れる唯一の方法が合同結婚式の参加と統一教会の指示に従った家庭生活による子の出産であると教え込まれています。従って、「お父さま（文鮮明のこと）が指名する異性なら誰でもよい」という気持ちをもたされているのです。

万単位の人物の相手を本人の意向と関わりなく文鮮明もしくはその傘下組織が一方的に選択します。

しかも、今回の場合、日本人信者のかなりの割合が外国人とカップリングされることです。事前に相手と会う余地もなく、まして単純な会話さえできない異性が社会的に認容しうる婚姻を成立させられるとは到底考えられません。

2、實際上、自由意思によるものとは認めがたい。

一五

前述したように、統一教会信者は、自己、氏族そして民族が救われる唯一の方法は、合同結婚式の参加であると信じ込んでいます。これによらない限り、霊界の地獄で苦しむ自分の先祖の因縁のために、自分はもとより氏族・民族は滅びるし、霊界で永遠に苦しまねばならないと信じ込んでいるのです。

従って、文鮮明が指名した相手を拒否する余地はありません。これを拒否すること自体大きな罪を犯すことになるのです。

合同結婚式の後、組織の指示で入籍させられ、生活の場・担当する組織活動の内容などが組織によって決められることになります。

九二年八月の合同結婚式参加者の中でもすでに多くの離教者が出ていますが、その全ての元信者が相手方との婚約や入籍の解消を希望しています。つまり、信者であるが故の式典参加であり、信者であれば拒否する余地もないのです。

このような組織の指示による合同結婚式への参加や結婚は、到底両性の真の

一六

合意に基づく婚姻とは認められません。

3、違法な入籍の契機

しかも、多くの参加者に対し、組織の指示で入籍が指示されますが、これは同居はもとより実質的な夫婦生活を開始する意思のもとになされるものではありません。

九二年八月の合同結婚式参加者について、すでに一〇件を超える婚姻無効の審判や判決が各地の裁判所で下されていますが、いずれも「家族による救出活動の防止」や「外国での滞在資格取得」という目的のための便宜的手段としての入籍であったことが認められています。

具体的にこのような組織的指示を裏付ける文書さえ存在します。このような便宜の入籍を指示することは、公正証書原本不実記載罪・同行使の指示に該当するものであって、組織的犯罪行為の疑いを免れません。

4、資金獲得の手段

統一教会は、日本を「エバ国家」として、諸外国特に米国・韓国の統一教会組織のために資金を捻出し提供する使命を負うと、日本人信者に教え込んでいます。そして、今回の合同結婚式においても、多くの日本人信者が、参加者一人について実費として三〇万円、感謝献金として少くとも一四〇万円を捻出するように指示されています。九二年八月の合同結婚式の際にも参加者に同様の指示が出されましたが、必ずしもこの指示が守られなかったというところであり、その「反省」から、今回は全額前納するようにとの強い指示が出されています。

このため、日本国内で参加予定の信者は、なりふり構わぬ資金捻出活動をしています。市民に無理に物品を売りつけ、献金を強要し、夫に内緒で借金し、人を欺して借金するなどの問題も起こっています。

合同結婚式は、實際上、文鮮明傘下の組織が資金を調達する手段になっているのです。

統一協会は、前回、一九八八年一〇月三〇日に、同じく韓国で六五〇〇名の男女を集め、「国際合同結婚式」を行いました。その際、数千人の日本人信者に対して、五〇万円から一四〇万円の現金を紙封筒に入れて手渡し、渡韓させました。これにより、統一協会は、靈感商法等により日本でかき集めた一〇億円以上の現金を、大蔵大臣の許可を得ずに韓国に持ち出したと考えられます。右行為は明らかに外国為替及び外国貿易管理法（外為法）一八条、大蔵省告示第一一七号「大蔵大臣の許可を受けなければならぬ支払又は支払の受領及び支払手段等の輸出又は輸入を指定する件」違反です。

今回の「国際合同結婚式」においては、前回以上の大量の日本円が日本人統一教会信者により、韓国に持ち込まれるおそれがあります。

5、違法な外国滞在の契機

統一教会は「海外宣教」の任務を負うのも日本人信者であるとして、既に多くの日本人信者に指示してこれまで全く縁のない海外に派遣し、布教・物品販

売・募金集め、機関紙頒布や拉販活動などに従事させています。その中心は米
国と韓国ですが、その外にも中国、ロシア、ウクライナ、ブラジル、アルゼン
チン、ホンコン、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、台湾、アイ
ポリーコースト、ザイール、ナイジェリア、ザンビア、ドイツ、イギリス、オ
ーストリア、フランス、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スイスなど各国に
それぞれ一〇〇名規模で日本人信者のうち合同結婚式参加者を常駐させて、租
界活動を行なわせています。

しかも、そのほとんどが、観光ビザであり違法滞在です。中には滞在国の有
力者とのコネで滞在の便宜を獲得しているところもあると聞きます。

これらの多くの日本人信者は「海外宣教」が合同結婚式参加者の任務である
と教え込まれ、また、家庭をもつための「条件」であると指示されているので
す。

しかし、各国での実態は、まともな収入源もないまま詐欺的「伝道」をする

ため社会問題化したり、地元で家庭問題を起こしたり、中には病氣や事故による負傷・死亡の例さえあります。しかも、日本の実家や縁者に生活費の援助を無心したり、「助け」を求めて両親に多大の負担をかけている例が少なくありません。

「実績を上げるまで帰れないと思え」と指示されているため帰国できない、帰国したくともその金さえないという例もあると聞きます。

このような実態は、各国民の日本に対する誤った認識さえ生み出しかねないものです。

当局は、このような深刻な諸問題の実態を十分認識し、早急に対策を講じるべきです。

五、靈感商法及び莫大な額の負債の実態

一九九三年一月、当時の統一教会会長藤井麦雄氏は、私たち全国靈感商法対策弁連の数名の弁護士に対し、統一教会は合計四千億円もの負債がある（その内八〇

二二一

〇億円は別働隊的ダミー組織である天地正教）ので、各弁護士が担当する被害回復請求について猶予して欲しいとの内容証明郵便を二度にわたって送付してきました。

二二二

私たちの認識でも、統一教会本体のみならずその傘下組織全体の負債を合計すれば莫大な金額にのぼると思われま

す。統一教会は、資産家の独居老人等に狙いを付け、長時間の詐欺・脅迫を繰り返して、自宅を担保にノンバンクから高額な金員を借り受けさせてこれを貸付金名下に奪っています。統一教会が約束した元利合計金の支払いを遅滞しているため、現在ノンバンクはこうした資産家の自宅に対し次々と競売申立を行っています。事態は極めて深刻であると言わざるをえません。

統一教会本部の岡村信男総務部長は、最近の統一教会の年間予算は一七〇ないし二〇〇億円であり、その全てが信者の献金でまかなわれており、予算のうち六割が米國を中心に海外宣教のために使われている旨公判廷で証言しました。

実際の予算はその数倍あると思われませんが、二〇〇億円でも莫大であり、しかもその六割が海外に送られるという正式の証言自体重要です。

また、一九八七年末当時、統一教会信者は日本の信者だけで毎月一〇〇億円の資金抽出を指示され、同年一一、一二月にはこれを達成した旨複数回の元信者が証言しています。

統一教会は、これほど莫大な資金をどのように税務上操作し、海外に送金し、何に費消してきたのか。その実態も公判廷の証拠類で相当明らかにされています。

霊感商法の被害者も、なお新たに生みだされつづけております。更に、仕事をもつ多くの信者や主婦が、銀行やノンバンク、ひいてはサラリーローンから、後に統一教会が返すという約束のもとで借金させられています。各地の地方組織ではこれら多数の口数の信金や前述した大口の不動産担保の借入資金等の弁済資金の捻出のために奔走させられています。その上に、幹部からは文鮮明をはじめと

一一三

した海外組織への送金の資金抽出を厳しく指示されつづけています。

今般統一教会の会長が小山田秀生から桜井設雄に交替しました。小山田は昨年会長に就任したばかりです。このように次々と会長が交替させられるのも、文鮮明の指示通りの資金が日本の組織から「献上」されないためと思われれます。

このような実態に鑑みると、新たな被害を防止し、内部の信者の資金面の苦しみから解放してやるためにも、一日も早い捜査のメスが必要であると確信します。

これ以上、統一教会の不明朗な資金実態を看過すれば、深刻な不測の事態さえ発生しかねないことを警告致します。

六、最後に

私たちは、本年八月三日（木）午前一一時から、衆議院第二議員会館第一会議室において集会を予定しております。弁護士や牧師及び家族が今回の合同結婚式に参加する可能性のある信者の家族をはじめとして、百名以上の市民が参加する

一一四

予定です。報道関係者もこの集會に注目しております。

そこで、關係各機關におかれましては、是非とも右會合に出席いただいてお考えをお聞かせいただくとともに、参加者の声に耳を傾けていただきたいと存じます。

以上よろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

(靈感商法及び統一教会の資産状況に関する資料)

- 一、一九九四年五月二七日福岡地方裁判所における靈感商法損害賠償請求事件の判決文(判例時報より引用)
- 二、日弁連の靈感商法に関する意見書(一九八八年三月付)
- 三、一九九五年三月一六日号の週刊文春記事

二五

多くの市民が統一教会のために借入させられている実情

- 四、一九九三年六月一五日日弁連士山口広の報告書
- 五、藤井菱雄統一教会会長(当時)の弁護士に対する通知書(二通、九三年一月)

二六

六、靈感商法被害者が債権者として統一教会資産を仮差押申請した裁判所の仮差押決定のうち典型例五件

七、本年五月一八日に統一教会本部総務部長岡村信男が東京地方裁判所で証言した際の証言調書(統一教会側の正式の主張)

(合同結婚式に関する資料)

- 八、一九七四年冬季号「祝福」(統一教会の機関誌)抜粋
(合同結婚式の教理と組織活動の実情)
- 九、一九九五年七月号「ファミリー」(統一教会の機関誌)抜粋
(現在の統一教会の表向きの見解)

- 一〇、一九九三年一〇月七日付福岡地方裁判所判決（判例時報より引用）
- 一一、一九九二年三月三日付福岡家庭裁判所の審判
- 一二、同年一月二〇日付東京家庭裁判所八王子支部の審判
- 一三、一九九三年一月一六日付東京家庭裁判所の審判
- 一四、一九九四年一月一三日付神戸地方裁判所の判決
- 一五、一九九五年二月一七日付名古屋地方裁判所の判決
- 一六、同年四月二八日付名古屋地方裁判所の判決
- 一七、統一教会組織内指示文書（VISA取得のため入籍を指示するもの、九三年一月頃）

連絡先

全国靈惑商法対策弁護士連絡会

新宿区新宿一―一七 コスモ新宿御苑ビル五階

二七

東京共同法律事務所（〇三―三三三四―三三三三）

事務局長 弁護士 山口 広

二八